

## 令和元年度持続的生産強化対策事業に係る第3次公募要領

### 第1 総則

令和元年度持続的生産強化対策事業に係る事業実施主体選定のための第3次公募要領をここに定める。

事業の実施に当たっては、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の定めによるものとする。

### 第2 公募対象事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち地域の生産体制強化・需要創出事業とする。

### 第3 事業実施手続

応募者は、実施要綱別紙6の別添様式により事業実施計画等の申請書類を作成し、別掲1のチェックリストと併せて、別掲2の提出先に提出するものとする。

### 第4 申請書類等の提出期限等

#### 1 提出期限

提出期限は、公示のとおりとする。

#### 2 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先は、別掲2及び別掲3のとおりとする。

ただし、受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）とする。

なお、電子メール及びFAXによる問合せは、不可とする。

#### 3 提出部数

郵送等（郵送、バイク便を含む宅配便。以下、同じ。）の場合は、各2部。

なお、確認項目チェックシートにおいて、別途提出部数が定められている事業については、そちらに従うこと。

### 第5 申請書類の提出に当たっての注意事項

1 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

2 申請書類の提出は、原則として、郵送等又は電子メールとする。なお、FAXによる提出は不可とする。

3 申請書類を郵送する場合は、封筒等の表に「持続的生産強化対策事業（茶・薬用作

物等事業)申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって提出するものとする。

- 4 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別掲3の問合せ先に送付先メールアドレスを確認の上、件名を「持続的生産強化対策事業(茶・薬用作物等事業)の申請書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載するものとする。また、押印文書はスキャナー等で読み取りPDFファイルとして送付するとともに、押印文書は別掲2の提出先に別途郵送すること。

また、添付するファイルは圧縮せず、1メールあたり7Mb以下とする。複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇(〇は連番)」とする。

- 5 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却しない。
- 6 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象としない。
- 7 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出すること。
- 8 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。
- 9 審査に当たり、申請書類の提出先から応募者に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合がある。また、必要に応じて応募申請書に関するヒアリングを行うことがある。

## 第6 事業実施主体の選定方法等

### 1 審査方法

事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省生産局、政策統括官又は地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいいます。)において、応募者から提出された申請書類を審査し、生産局長が設置する選定審査委員会(以下「選定審査委員会」といいます。)に取組内容及び成果目標が妥当であるか等について諮るものとする。

### 2 審査等の観点

審査は、事業実施計画、申請経費及び事業実施主体の妥当性について、別紙の審査基準に照らし審査するものとする。

### 3 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果について、審査終了後、速やかに申請を受けた者から応募者に対して通知する。

なお、審査結果の通知は、補助金交付候補者の合否についてお知らせするものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定される。

また、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとする。

- 4 補助金交付候補者に選定された応募者は、選定審査委員会による指摘等により指摘等を反映した申請書類を提出する場合を除き、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。

## 5 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

また、委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられている。

なお、補助金交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する問合せには応じないものとする。

## 第7 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を別掲2の提出先に提出し、審査した後、問題がなければ農政局長等から交付決定通知が発出される。

## 第8 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、当該国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

## 第9 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

### 1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下、同じ。）に当たっては、次に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

## 2 事業の推進

事業実施主体は、補助金交付要綱、事業実施要綱等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

## 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限がある。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の承認を受けなければならないこと。

なお、交付決定者が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがあること。

## 4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下、同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 以下に示す事業においては、当該事業期間中及び当該事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、当該事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

・茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち地域の生産体制強化・需要創出事業

## 5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがある。

## 6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければならない。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとする。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してもらうことがある。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとする。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできない。

## 7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがある。

## 別紙

### 令和元年度持続的生産強化対策事業における第3次公募対象事業に係る審査基準について

審査基準は、次の実施要綱別表4及び別紙6のとおりとする。

#### 実施要綱別表4（審査基準）

本要綱本体第4の1の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・1の有効性、実現性及び公益性並びに2の評価項目に掲げる内容を1つも満たさない場合

#### 1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	0
効率性	【事業実施計画の妥当性】		
	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる又は認められない。	0
・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。			

実現性	<b>【事業実施体制の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。</li> <li>・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。</li> <li>・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0
公益性	<b>【国の支援の妥当性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は、事業の趣旨に則つたものであるか。</li> <li>・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。</li> <li>・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。</li> </ul>	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。	5 3 0

## 2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
②	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1

(注1) 次世代につなぐ営農体系確立支援事業(別紙17)に基づき策定された革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあつては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。

(注2) G F Pグローバル産地計画の承認規程(平成31年2月1日付け30食料第4260号農林水産省食料産業局長通知)に基づき策定されたグローバル産地計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産省食料産業局長による承認を取得している場合は、本表4の1から3までに定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

## 別紙6 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

(略)

### II 地域の生産体制強化・需要創出事業

#### 第1 事業の内容

(略)

#### 5 審査基準

本要綱別表4の2にあたっては、1つ又は2つの評価項目を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な1つの作物の項目のポイントを1つ又は2つ選択できるものとする。

#### I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。</li> <li>・当該年度に農地中間管理機構と連携して茶の改植等に取り組む場合は1ポイント追加。</li> </ul>	4%以上	4
		3%以上	3
成果目標(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機栽培への転換を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。</li> <li>・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。</li> </ul>	2%以上	2
		1%以上	1
		農地中間管理機構との連携	1
		有機JAS認定の取得	1
		10%以上	4
成果目標(3)	主要品種指数を直近値の2以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)	8%以上	3
		5%以上	2
		2%以上	1
		34以上	5
		26以上	4
成果目標(4)	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出	18以上	3
		10以上	2
		2以上	1
成果目標(4)	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出	25ポイント以上	5
		20ポイント以上	4



	荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	3 2 1
成果目標(5)	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標(6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標(7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標(8)	産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標(9)	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標(10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (11)	導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから 10%以上削減する。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

## II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)において、蚕の飼育数量を 5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (2)	実施地区において、繭の生産量を 5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、蚕種の生産量を 5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を 5%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (5)	10a 又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の 2%以上低減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1

成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（７）	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を１つ以上創出。	5契約以上	5
		4契約	4
		3契約	3
		2契約	2
		1契約	1

### Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	11％以上	5
		9％以上	4
		7％以上	3
		5％以上	2
		3％以上	1
成果目標（２）	1戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近３ヶ年の平均値に比べて10％以上増加。	18％以上	5
		16％以上	4
		14％以上	3
		12％以上	2
		10％以上	1
成果目標（３）	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近３ヶ年の平均値に比べて３％以上増加。	11％以上	5
		9％以上	4
		7％以上	3
		5％以上	2
		3％以上	1
成果目標（４）	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近３ヶ年の平均値に比べて３ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標（５）	10a 当たりの労働時間を直近値の２％以上削減。	10％以上	5
		8％以上	4
		6％以上	3
		4％以上	2
		2％以上	1
成果目標（６）	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の５％以上向上。	13％以上	5
		11％以上	4

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標（7）	いぐさ原草 1kg 当たりの燃油等使用量を直近 3ヶ年の 平均値に比べて 10%以上削減。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1

（注）達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

#### IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（1）	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を 5%以上増加。  ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取り組む場合は 1ポイント追加。	20%以上 15%以上 10%以上 5%以上  農地中間管理機構との連携	4 3 2 1  1
成果目標（2）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を 5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標（3）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a あたりの労働時間を 2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標（4）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（5）	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	5契約以上 4契約 3契約 2契約 1契約	5 4 3 2 1

成果目標（６）	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（７）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合）実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1

## V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大。	90%以上 80%以上 70%以上 60%以上 50%以上	5 4 3 2 1
成果目標（２）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大。	90%以上 80%以上 70%以上 60%以上 50%以上	5 4 3 2 1
成果目標（３）	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10aあたりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減 20%以上削減 15%以上削減 10%以上削減 5%以上削減	5 4 3 2 1
成果目標（４）	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（５）	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合）事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上 11人以上 9人以上 7人以上 5人以上	5 4 3 2 1

## VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を５％以上増加。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（２）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を５％以上増加。	13％以上	5
		11％以上	4
		9％以上	3
		7％以上	2
		5％以上	1
成果目標（３）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を５％以上削減。	25％以上	5
		20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		5％以上	1
成果目標（４）	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を５％以上増加。	25％以上	5
		20％以上	4
		15％以上	3
		10％以上	2
		5％以上	1
成果目標（５）	事業で取り組む地域特産作物について、１社以上の供給先を確保。	5社以上	5
		4社	4
		3社	3
		2社	2
		1社	1
成果目標（６）	（初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合）当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が３人以上増加。	7人以上	5
		6人	4
		5人	3
		4人	2
		3人	1

## VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標（１）	開発した新商品を１つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標（２）	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出	5％以上	5

	荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	4 3 2 1
成果目標（3）	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標（4）	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上 28以上 21以上 14以上 7以上	5 4 3 2 1
成果目標（5）	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1

(略)

別掲 1

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のチェックリスト

(フリガナ):

応募団体名:

チェック欄	提出資料一覧	
	書類の名称	備考
	茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業実施計画書 (必須) ・実施要綱別紙6の別添1及び別添1-2 (1) ※ 取組内容に応じて次の書類を添付 ・茶の改植等: 実施要綱別紙6の別添9~12 ・薬用作物の新植の推進: 実施要綱別紙6の別添21~23 ・農業機械等リース支援: 実施要綱別紙6の別添30	
	(2) 組織及び運営についての規約等写し及び財務諸表 (又は収支予算書、収支決算書等)	
	イ 「協議会」、「その他の農業者の組織する団体」の場合は、役員名簿、構成員名簿	
	ウ 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案) (又は写し)	
	(3) 本票 (チェックリスト) (必須)	

- (注) 1 応募に必要な上記の各資料について、公募要領に基づき記載内容等が整っていることを確認した上で、提出時に、本票のチェック欄に「○」を記入願います。
- 2 ウェブページに公表されている資料は、備考欄に公表資料のURLを記入することにより、提出に代えることができます。



## 別掲2

## 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業の申請書類提出先

都道府県	提出先	郵便番号	住所
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 畑作園芸グループ	064-8518	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22(エムズ南22条第2ビル)
青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県・ 長野県・静岡県	関東農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
新潟県・富山県・ 石川県・福井県	北陸農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	920-8566	金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
岐阜県・愛知県・ 三重県	東海農政局生産部園芸特産課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2(農林総合庁舎1号館)
滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル子風呂町(京都農林水産総合庁舎)
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州農政局生産部園芸特産課 農政調整官(畑作経営)	860-8527	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)

※ メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。

別掲3

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業の問合せ先一覧

都道府県	問合せ先	電話番号	内線番号
—	生産局地域対策官付茶業復興推進班	直通 03-6744-2117	—
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課畑作園芸グループ	直通 011-330-8807	—
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 022-221-6193	—
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 048-740-0029	—
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 076-232-4314	—
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部園芸特産課	直通 052-223-4624	—
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 075-414-9023	—
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 086-224-9413	—
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部園芸特産課農政調整官(畑作経営)	直通 096-300-6255	—
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	直通 098-866-1653	—